

の、ごどく、黒天鵝絨にてつくり、金糸にてかくのごとき紋をぬひたり、略 是かの拳相撲にもちゐたる手おほひなりとぞ、

〔嬉遊笑覽十飲上〕吉原などにも享保中に拳相撲といふことはやりて、遊女玉菊これを上手にして、拳まはしといふもの有とて、手覆めくものを、奇跡考に載たれど、その頃いまださばかりは行はれざりしと見えて、延享三年丙寅、吉原細見虎が文といふに、拳の圖解委しく出たり、か、れば彼拳まはし後の物なるべし、明和七年辰巳園と云冊子に、拳すまふ有しことをいへり、江戸名物鑑拳すまふとありて、其句、米かしや指て戦ふ秋の雲、唯拳を打つも拳すまふなり、

拳稽古所

〔天保度御改正諸事留七〕辰十天保五年 二月廿八日

市中之内、拳稽古所と申看板差出、又は看板無之致稽古候儀、御時節柄如何ニ付、組合限早々爲相止候様、北御廻り、方々御談有之候間、御組合限早々行届候様、御通達可被成候、

但右拳稽古所御差止被成候分、名前肩書并看板之有無共半紙堅帳ニ御認來月二日北御番所御腰掛江御持寄可被成候、以上、

二月廿八日

定世話掛

骨牌

骨牌ハ初和蘭人ノ齎ス所ニシテ、紙ニテ札ヲ製シ、以テ輸贏ヲ決スルノ用ニ供ス、此ヲ字牟須牟加留多ト稱ス、後其製ニ倣フ者ヲ凡テ加留多ト稱セリ、而シテ之ヲ博奔ニ用キル事ハ、法律部博奔篇ニ載セタリ、宜シク參看スベシ、

名稱

〔書言字考節用集七器財〕骨牌カク博戲カク之一種、見五雜組